令和６年度第２回碧南市都市計画審議会　議事録

１　開催日時　　令和６年１２月２６日（木）午前１０時００分から

２　場　　所　　碧南市役所　７階　議員大会議室

３　出席委員　　長田　和徳　　原田　孝司　　磯貝　政男
神谷　昌明　　鳥居　勝行　　岩田　義之
石附　滿江　　小林　晃三　　大竹　敦子
竹内　久敬（代理　丹羽　照元）　稲垣　賀史（代理　角谷　望）
以上１１名（敬称略）

４　欠席委員　　杉浦　哲也

５　出席職員　　〇事務局
典礼（事務局）　　亀島　政司
都市計画課　課長　牧　　勝彦、主幹　丸山　浩司
課長補佐　高須　進矢、係長　小笠原茂行
担当係長　石川　　仁、三輪　康介
主事　小林　征矢
〇議案提出課
都市整備課　開発水道部長　川村　哲弘
課長　鈴木　博道
担当係長　伊藤　正英
都市計画課　（兼事務局）

６　傍聴者　　０名

７　会議次第および資料　　議事録末尾に添付

８　内容
－　開会時間　午前１０時００分　－

(1) 開会成立宣言（事務局）
・会議の出席委員は１１名、碧南市都市計画審議会条例第６条第２項の規定により、審議会が成立

(2) 議事録署名委員の指名

・議事録署名委員として、会長が神谷昌明委員及び鳥居勝行委員を指名した。

(3) 審議

ア　議案第１号　碧南市都市計画マスタープランの見直し（案）について

（事務局より説明）

・令和元年１０月の計画策定から概ね５年が経過したことに伴い、進捗状況の中間評価を行い、必要に応じた計画の見直しを行う。

・主な計画の見直しは、

(1) 公園及び名鉄碧南駅西駅前広場の整備完了並びに景観計画の策定完了に伴う分野別方針の見直し。

(2) 山下町について、「新たな住宅地の整備」から「グラウンド等を有する公園緑地の整備」へ方針を見直す。

(3) 舟江町において、外国人の学びの場の確保を位置づける。

・令和６年９月１３日に市議会へ報告をし、令和６年１０月１６日から１１月１５日までの期間で実施したパブリックコメントにおいて、意見書の提出がなかったことから、「第１回都市計画審議会」で報告したものから内容の変更なし。

・令和７年１月にホームページにて公表を予定。

（質疑なし）

イ　議案第２号　碧南市緑の基本計画の見直し（案）について

（事務局より説明）

・令和元年１０月の計画策定から概ね５年が経過したことに伴い、進捗状況の中間評価を行い、必要に応じた計画の見直しを行う。

・主な計画の見直しは、

(1) 山下町について、令和元年度の市街地整備基礎調査で、災害リスクが高いことが明確となったことから「宅地化に伴う緑地の創出」から「グラウンド等を有する公園緑地の整備」へ方針を見直す。

(2) 伊勢町公園、霞浦公園、緑町公園の公園整備完了に合わせ、事業に関する文や図を見直す。

(3) 西荒居公園の都市計画決定により、位置や形状を見直す。

・令和６年９月１３日に市議会へ報告をし、令和６年１０月１６日から１１月１５日までの期間で実施したパブリックコメントにおいて、意見書の提出がなかったことから、「第１回都市計画審議会」で報告したものから内容の変更なし。

・令和７年１月にホームページにて公表を予定。

（質疑なし）

ウ　議案第３号　西三河都市計画区域区分の変更（案）（愛知県決定）について
（事務局より説明）
・丸山町地区（約０．６ヘクタール）及び２号地地区（約２５．６ヘクタール）について、都市計画法に基づき区域区分の変更を行う。
・丸山町地区、２号地地区ともに市街化調整区域から市街化区域への変更をする。
・令和６年６月４日に２号地地区、令和６年６月１３日に丸山地区の住民説明会を開催。
・縦覧期間、意見書提出期間は令和６年１１月８日から２２日まで。縦覧者１名、意見書の提出はなし。
・今後の予定として、 令和７年２月に愛知県都市計画審議会で審議予定。
・効力の発生日は、令和７年３月予定。

（質疑なし）

エ　議案第４号　西三河都市計画用途地域の変更（案）（碧南市決定）について
（事務局より説明）
・丸山町地区（約０．６ヘクタール）及び２号地地区（約２５．６ヘクタール）について、将来の土地利用計画等を踏まえ用途地域の変更を行う。
・丸山町地区は第一種住居地域、２号地地区は工業専用地域に変更。

（質疑）
【委員】
　丸山地区について、工場の一部が区域にかかっているが、第一種住居地域への指定の理由はあるか。

【事務局】
　碧南市の高浜川より南側の部分については、第一種住居地域に指定されており、当該地区にも住宅地等があることから、第一種住居地域に指定した。今回指定される部分については、タンクはあるが工場自体は第一種住居地域にかかってない。

【委員】
　地主や工場の経営者の方には説明をされたのか。

【事務局】
　事前に関係者の方には説明を行っている。

オ　議案第５号　西三河都市計画臨港地区の変更（案）（愛知県決定）について
（事務局より説明）
・２号地地区（約２５．６ヘクタール）については、衣浦港港湾計画に基づき、港湾管理者が適切な土地利用規制を行い、港湾としての土地利用計画を実現するため臨港地区の指定を行う。
・現在、衣浦港臨港地区の面積は５２ヘクタールであり、２号地地区の面積２５．６ヘクタールを編入した７７ヘクタールに変更する。また２号地地区については、株式会社ＪＥＲＡが発電施設等で利用することが予定されているため、愛知県臨港地区分区内構築物規制条例に基づき工業港区を指定する。

（質疑なし）

カ　議案第６号　丸山町地区計画（案）の決定（碧南市決定）について
（事務局より説明）
・丸山町地区（約０．６ヘクタール）について、用途地域の変更に加え、道路インフラが整った良好な市街地となることを確実にするため、地区内の未整備箇所の残る道路（道路１号）が確実に整備されるよう、地区施設として位置づけた地区計画の決定を行う。
・碧南市地区計画等の案の作成手続に関する条例に基づく、縦覧期間は令和６年１０月９日から２３日まで、意見書の提出期間は令和６年１０月９日から３１日まで。縦覧者０名、意見書の提出はなし。
・都市計画法第１７条に基づく、縦覧期間は令和６年１１月８日から令和６年１１月２２日まで、意見書の提出期間は令和６年１１月８日から２２日まで。縦覧者１名、意見書の提出はなし。

（質疑なし）

キ　議案第７号　西三河都市計画道路の変更（案）について
（事務局より説明）
・西三河都市計画道路３・４・５０１号神有線（碧南市決定）を全線廃止する。
・廃止に伴い、西三河都市計画道路３・５・５３号西尾新川港線（愛知県決定）の地表式の区間における鉄道等との交差の構造について、幹線街路と平面交差の箇所数を１２箇所から１１箇所に変更する。
・住民説明会を令和６年８月６日に東部市民プラザで実施。１６名の方が出席。質疑はなかった。
・変更案の縦覧を令和６年１１月８日から令和６年１１月２２日までの期間で実施。

縦覧者は１名、意見書の提出はなし。

・令和７年２月に愛知県都市計画審議会での審議、変更の告示を予定。効力の発生日は変更告示日となる。

（質疑なし）

(4) その他

・第３回都市計画審議会は開催予定なし。

－　閉会時間　午前１０時４５分　－